

法人名: 独立行政法人水産大学校

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
社団法人 日本水産学会	大会参加費(個人会費)	234000 ※		9/14、9/18、 9/19、9/20、 9/21、9/24、 9/25、9/27、 9/28		公社	国所管
社団法人 ボイラー・クレーン安全協会	床上クレーン運転技能講習受講料	46,250		平成24年7月12日		公社	国所管
	玉掛け技能講習受講料	64,650		平成24年7月18日			

※ 年間最終支出額は345,500円

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。